

第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

仙台市長 あて

住 所 〒 000-0000

会社等の住所ではなくご自宅のご住所を
ご記入ください

電話番号 080-0000-0000

メールアドレス tokusou@sendai.co.jp

特定創業支援等事業を受けた方で、
これから新たに始める事業（会社）
の代表者になる方を記入ください。

申請者氏名 仙台 花子

（※法人の場合は代表者名）

仙台（青葉） 花子
のように、旧姓併記が可能です。

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

〇〇〇（実施団体名）が行う窓口相談、起業家セミナー 令和○年○月○日～○月○日

2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号） 株式会社〇〇〇〇

・本店所在地 仙台市青葉区〇〇〇〇1-2-3

未定の場合は、空欄でも構いません。

3 設立する会社の資本額 〇〇〇 万円（会社の場合）

個人事業主の方は、資本額は記入不要です。

4 事業の業種、内容

サービス業（〇〇〇〇〇） ※具体的内容も記入してください

個人事業主からの法人成りの場合は、個人事業主として開業した日をご記入ください。

5 事業の開始時期 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※新たに事業を開始する場合は予定日、すでに開始している場合は開始日を記載してください。

6 証明書の用途

- 登録免許税の軽減 創業関連保証の特例 新規開業支援資金の利率引き下げ
 小規模事業者持続化補助金<創業型> その他（ 予備 ）

証明欄は仙台市で記入します。

経イヌ第 号

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

証明日 令和 年 月 日 仙台市長 郡 和子 印

（有効期限 令和 年 月 日）

ご記入の上、メールでご申請ください。市長印を押印した証明書を郵送いたします。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

仙台市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

(4) 登録免許税の軽減措置を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

4. 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞について

(1) 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請対象になります。

※補助上限200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して1か年の間であること。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、小規模事業者持続化補助金（創業型）を活用することができます。